

寝屋川市打上高塚町土地区画整理準備組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本準備組合は寝屋川市打上高塚町土地区画整理準備組合(以下「準備組合」という。)と称する。

(目的)

第2条 準備組合は寝屋川市打上高塚町の一部において、健全な市街地の形成を図り、土地区画整理法(昭和29年法律第19号。)第3条第2項の規定による、土地区画整理組合設立のための準備組織を運営することを目的とする。

(施行地区)

第3条 準備組合の施行地区は、別添図に示す範囲とする。

(事業)

第4条 準備組合は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理組合設立のための諸準備
- (2) 関係権利者の意見調整、意向集約、総会、同意書の徴集及びその他必要な事業

第2章 準備組合員

(準備組合員)

第5条 準備組合員は、第3条の別添図に示す範囲の土地の所有権、又は借地権を有するものとする。

(議決権)

第6条 準備組合員は、各1個の議決権を有する。ただし、宅地の所有権者又は借地権者が数人の共有に属するときは、その数人の代表者を1人の組合員とみなす。

(届出)

第7条 準備組合員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を準備組合に書面をもって届け出なければならない。

- (1) 氏名もしくは名称又は住所に変更があったとき
- (2) 法人たる会員にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき
- (3) 土地の権利関係に移動があったとき

第3章 役員

(役員)

第8条 準備組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内
- (2) 監事 2名

2 役員は準備組合員の中から互選により選任する。ただし、必要に応じて準備組合員以外の者から選任することができる。

3 理事長1名、副理事長2名は、役員の中から互選により選任する。

(役員の仕事)

第9条 各役員は、次の職務を行う。

- (1) 理事は役員会を構成し、第4条に定める準備組合の業務の執行を決定する。
- (2) 理事長は、準備組合を代表し、業務を総括する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (4) 監事は、業務の執行状況及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、本準備組合の解散までとする。

2 辞任その他の理由によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。ただし、役員の仕事を全うできない場合においては、その限りでない。

3 役員に欠員等が生じた場合における補填の要否については、理事長に一任するものとする。

(役員の仕事)

第11条 役員は、無報酬とする。ただし、旅費その他の職務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、理事長が招集する。
- 3 総会の議長は、準備組合員の中から選出する。
- 4 役員会の議長は、原則として理事長が行う。
- 5 準備組合は必要に応じて、総会及び役員会へ、市職員や有識者等のアドバイザー並びに協

議する案件の当事者の出席を認めることができる。

(総会)

第 13 条 総会は、役員会で必要と認めるとき、又は準備組合員の 1 / 3 以上から請求があったとき招集するものとする。

(総会の議事等)

第 14 条 総会は、準備組合員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない事由のため総会に出席できない者は、他の者を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議決事項)

第 15 条 本規約で定めるもののほか、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 本規約の変更
- (2) 事業計画と収支予算
- (3) 借入金額と借入先金融機関並びに余剰金の預金先金融機関
- (4) 収支決算報告
- (5) その他役員会で必要と認める事項

(役員会)

第 16 条 役員会は、第 8 条の役員で組織する。

2 役員会は、過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 やむを得ない事由のため役員会に出席できない者は、他の者を代理人として表決を委任することができる。

(役員会の議決事項)

第 17 条 総会で議決を要するもののほか、次に掲げる事項は役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 収支予算の執行
- (3) その他事業に関し、急を要する事項

第 5 章 会計

(会計)

第 18 条 準備組合の運営費は、借入金、補助金、寄付金及びその他の収入で賄う。

2 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、準備組合設立の年は、設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(土地区画整理組合設立の費用の負担)

第 19 条 土地区画整理組合の設立に関する費用は、土地区画整理法第 24 条の規定により、その組合の負担とする。ただし、その組合が設立しなかった場合においては、その費用は準備組合員の負担とする。

第 6 章 雑則

(調査業務委託及び物品の購入)

第 20 条 調査業務委託及び物品購入の契約方法については、役員会の決定による方法で行うものとする。

(事業の委託)

第 21 条 土地区画整理組合設立のための事業の施行について、全部又は一部を委託することが適当と認めるときは、役員会の議決を経て、これを委託することができる。

(解散)

第 22 条 準備組合は、次の場合に解散する。

- (1) 土地区画整理組合が設立された場合
- (2) 何らかの事由により、準備組合の遂行が不能となり、総会において解散の議決をした場合

(事務局)

第 23 条 準備組合の事務局は、寝屋川市打上元町 13 番 39 号 寝屋川市打上公民館内に置く。

(その他)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、準備組合の運営に関し必要な事項は、役員会で協議し定める。

附 則

この規約は、総会の議決を経て、本準備組合の設立の日から施行する。

この規約は、総会の議決を経て、平成 28 年 11 月 22 日から施行する。

■別添図 (寝屋川市打上高塚町土地区画整理準備組合施行区域図)

